

第2回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会 議事概要

日時：平成22年8月10日

10:00～12:00

場所：市役所3階第3委員会室

- 今回の会議のテーマ -

「まちづくり基本条例と他の条例等との整合性」についての取組

「協働を支援する機能」についての取組（説明）

今後検討すべき課題の整理（5つ＋α）

1. まちづくり基本条例と他の条例等との整合性

- まちづくり基本条例と他の条例等との整合性の現在の確認方法を事務局より説明

- ・整合を図るべき条例及び計画等
- ・チェックリスト

主な質疑内容

（既存の条例等）

Q:これまでに出来ている条例などについても確認してはどうか。

A:既存の条例等と、まちづくり基本条例との整合性についての確認作業は、このチェックリストとは別の方法で事務的に行っており、今後の検討課題の把握はしている。

Q:このチェックリストは公表するのか。していないのであれば、した方が良いのではないか。

A:現段階では公表はしていないが、資料の景観条例については、議会にも例示的に資料提供はしているが、条例にも色々あり、景観条例のような市独自に定める条例についてはチェックリストは必要だが、税条例、給与条例のような国などからの準則があるものについては、疑問があり、その取扱いは今後検討の必要があるため、現時点では基本的には内部資料だと考えている。

2. 協働を支援する機能

事務局より説明

- 『亀山市まちづくり基本条例「基本的な考え方」第3章市民活動の中間支援』
 - ・協働を支援する機能の拡充
- 所管室（市民相談協働室）より現在の亀山市での市民協働などに関する取組について説明

- ・協働の指針
- ・市民協働提案事業
- ・場（市民協働センター「みらい」）の提供
- ・市民交流会などの実績
- ・財政的支援（公募型補助金・地域づくり支援事業）
- ・その他市民活動団体支援（美し国起こし三重）

主な質疑内容

（市民協働提案事業）

Q:「市民協働提案事業」は、非効率的で大変苦勞するものではあるが、ユニークな取り組みでもあり、「まちづくり基本条例」で協働の推進を掲げていく上で重要だと思う。現状については、行政側からの協働提案事業が少ないことが少し残念に思う。

A:行政側から提案をすることも考えるのだが、市民側の受け皿があるのかどうか、ということがネックになる場合があり、苦勞しているという側面もある。

（議論の方向性）

Q:「基本的な考え方」と「現在の市の取組」の2つを説明してもらったが、今後これをどう議論していくのかが見えてこない。

A:まず、情報共有として「基本的な考え方」を紹介させていただいた。次いで、考える会の議論の中では触れられなかった「現在の市の取組」を説明させていただいた。事務局としては、これらを踏まえて、現在の市の取組が足りているのか、あるいは足りていないのかといった観点での議論を期待している。

3. 今後検討すべき課題

（第3回推進会議・今後の会議の進め方）

- ・今後の会議の進め方について、皆さんに諮りたい点として、1回の会議を前・後半に分け、前半：テーマ説明・後半：議論とするA案と、前半：前回説明テーマの議論・後半：次回議論テーマ説明とするB案のいずれが良いかについて検討したい。
- ・資料も多く、説明後すぐに議論するよりも、次回まで考える時間を持つ方が、有効な議論ができるのではないかと。
- ・B案だと、会議の時間が1カ月空くことになるので、説明を忘れてしまう場合がある。説明後に、書面で事務局へ自分の意見を提出しておくのが良

いのではないか。

- ・では、A 案のように 1 日で行うのは少し難しいと思われるので、基本的には B 案として今後は実施することとし、説明を受けた後、次回会議までに事務局へ意見を FAX かメールで提出することとし、これを前提に議論を進めるとする。提出様式についてはどうか。
- ・様式については、基本的には任意様式で構わない。提出の時期については来週くらいまでにはお願いしたい。

Q:この会議の議論について再度、確認したいのだが、例えば、「考える会」では深い議論を行い、「まちづくりセンター」が必要だとなったのだが、ここでもそうした結論が出た場合、市はそれに向かって動くということでののか。

A:この会議での結論については、必ず担当部署にその検討を行うように指示を行い、庁内できちんと検討を行う。しかし、先ほどの例もそうだが、こうした議論はすぐさま結論の出るものではないし、1 年なりのそれなりの期間を設けての検討の実施となると考えている。また、こうした庁内の検討には有識者を交えるなど様々なものになるが、その検討結果が、この推進会議の結論と異なるものとなった場合は、最終的には市長の決断によるものと考えている。こうしたことから、この会議の結論について約束できることは、庁内での検討を必ず実施するという点までである。

(5 つの課題 + α)

Q:条例第 19 条でも、推進計画について、触れられているように、5 つの具体的なテーマとは異なるが、推進計画の評価方法の確立なども、議論しなければならないのではないか。

A:市民協働については、携わる方も多く、個別具体の評価は可能なのかもしれないが、子どもやコンプライアンスなど専門性を要する分野などはここで評価が可能かどうかは疑問が残る。包括的な評価の仕方などは当然議論いただくとしても、個別の評価については、別に行うことになるのではないかと考えている。また、条例が施行されたが、直ちに理想の形になることはやはり困難だと思うし、少しずつステップアップしていく必要があると考えている。

Q:前回も発言したが、この条例が既に発行している中でそれでは遅いのではないか。

A:この会議の役割としては、5 つのテーマについて現状を踏まえ、その過不足を議論し、「推進計画」を策定するための材料を洗い出すことではないかと理解している。先ほど言われた評価するための手法については、包括的な範囲で議論するのは必要であろうから、+ α のテーマと捉えてこの推進会議の最終段階で議論することとしたい。また、次回以降のテーマについては、単に現状の説明ではなく、事務局として考える課題などを合わせて

説明してもらえると、後の議論がスムーズになると考えるので、対応をお願いしたい。

4 . 次回以降の会議について

(第3回推進委員会)平成22年9月7日16:00~

前半:協働を支援する機能(議論)

後半:コンプライアンス・監査機能(説明)

(第4回推進委員会)平成22年10月8日10:00~